

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活および経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村および関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進するとともに、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都および区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能および社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または区民生活および社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹^り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、練馬区健康危機管理対策本部(以下「健康危機管理対策本部」という。)を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても、直ちに都対策本部を設置することとされた。また、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言した場合、区においても、区対策本部を設置することとされた。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月練馬区条例第6号)および練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年4月練馬区規則第57号)の制定により、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部および都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長から都対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請をする。

なお、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合、必要に応じて、健康危機管理対策本部を開催し、情報の共有を図るとともに、関係部署に対し必要な対策を講じるよう要請する。また、国内において患者の発生が認められた場合は、特措法に基づかない区対策本部を設置し、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言した場合は、特措法に基づく区対策本部に移行する。

(1) 区対策本部の組織および職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長および教育長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務の代理は、危機管理室を担任する副区長(以下「危機管理担任副区長」という。)である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理担任副区長である副本部長にも事故があるときは健康部を担任する副区長(以下「健康担任副区長」という。)である副本部長が、健康担任副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

- ・ 本部員は、副本部長、練馬区組織規則（昭和 48 年 12 月練馬区規則第 33 号）第 3 条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成 4 年 3 月練馬区教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する部長、練馬区保健所長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長ならびに練馬区技監設置規程（平成 24 年 3 月練馬区訓令第 5 号）第 2 条に規定する技監ならびに区の区域を管轄する消防署長またはその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができ、区長が任命する。
- ・ 本部に部を置き、部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。
- ・ 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- ・ 部長は部の事務を掌理する。
- ・ 本部長は、必要に応じて区対策本部会議を招集する。

(2) 健康危機管理対策本部の組織および職員

- ・ 本部に、本部長および副本部長を置く。
- ・ 本部長は、健康担任副区長、副本部長は危機管理担任副区長および教育長とする。
- ・ 本部長は、区長の命を受け、本部の事務を統括する。
- ・ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務の代理は、危機管理担任副区長である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理担任副区長である副本部長にも事故があるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。
- ・ 本部員は、練馬区健康危機管理対策本部設置要綱（平成 15 年 3 月 24 日練保所保発第 433 号）に定める者をもって充てる。
- ・ 本部は、つぎの機関と必要に応じて連携をとって対策を行い、専門的な立場からの指導を受けるものとする。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道接骨師会、順天堂大学医学部附属練馬病院、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院、公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院、その他区長が必要とする機関

< 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 >

